

## 三木市指定文化財の指定について

令和2年4月15日付けで、下記の文化財3点を三木市指定文化財に指定しました。

### 1 木造不動明王立像

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 指定文化財の名称 | 木造不動明王立像（もくぞうふどうみょうおうりゅうぞう）  |
| (2) 指定文化財の員数 | 1 軀  |
| (3) 指定文化財の種別 | 有形文化財（彫刻）  |
| (4) 時 代      | 平安時代中期   |
| (5) 所 有 者    | 伽耶院  |
| (6) 所 在 地    | 三木市志染町大谷 410 番地  |
| (7) 指 定 日    | 4 月 15 日（水）  |
| (8) 指定文化財の概要 | 伽耶院本堂の内陣に祀られている。像高 91.8 cm。広葉樹材による一木造りで、頭頂の突出部から台座の一部まで共木で彫出する。古風な構造や造形から 10 世紀末から 11 世紀初頭頃の作と推測される。現状古色を呈するが、天冠台のうち炎髪より前の部分、上歯、上腕半ばと両足脛下方に金箔の痕跡がある。炎髪を表すこと、耳を隠して弁髪を垂下させること、天冠台風の冠など図像的に異色な点が多い。 |
| (9) 指 定 理 由  | 天台、真言双方に端を発する姿が相互に影響を与え合っていた様子をうかがわせる作例であり、平安時代中期に遡る三木市最古級の仏像として貴重な遺品であるため。  |

## 2 木造不動明王立像

- (1) 指定文化財の名称 木造不動明王立像 (もくぞうふどうみょうおうりゅうぞう)
- (2) 指定文化財の員数 1 軀
- (3) 指定文化財の種別 有形文化財 (彫刻)
- (4) 時 代 平安時代後期
- (5) 所 有 者 伽耶院
- (6) 所 在 地 三木市志染町大谷 410 番地
- (7) 指 定 日 4 月 15 日 (水)
- (8) 指定文化財の概要 伽耶院本堂の内陣に祀られている。像高 74.7 cm。平安時代後期頃の作と考えられる。広葉樹材による一木造りで、木心は首の右後ろをかすめるようにして肩の上に含む。現状はかなり素地が見えているが、当初は彩色像であった。国重要文化財の木造毘沙門天立像<sup>いちぼく</sup>は、像高 77.2 cm と本像と大きさが等しく、丸みを帯びた顔の形や体格など作風的にも共通する。構造も、本像とよく似た木質の広葉樹材による一木造りで、木心を頭部左後方に含む。
- (9) 指 定 理 由 当初は、不動明王立像と毘沙門天立像で一對をなしていたと考えられ、貴重な遺品であるため。

## 3 木造三宝荒神立像

- (1) 指定文化財の名称 木造三宝荒神立像 (もくぞうさんぼうこうじんりゅうぞう)
- (2) 指定文化財の員数 1 軀
- (3) 指定文化財の種別 有形文化財 (彫刻)
- (4) 時 代 室町時代前期
- (5) 所 有 者 伽耶院
- (6) 所 在 地 三木市志染町大谷 410 番地
- (7) 指 定 日 4 月 15 日 (水)

**(8) 指定文化財の概要**

伽耶院本堂の内陣に祀られている。像高 76.0 cm。14 世紀後半頃の作と考えられる。針葉樹の寄木造りである。三面三目六臂像で、五鈷鈴と五鈷杵、繚索と火焰宝珠、三鈷柄剣と鉞を持物とする。条帛に天衣、裙と腰衣を着け、炎髪を逆立て開口し、岩座上に素足で直立する。三面とも彫眼、当初肉身は朱色であったと想定される。細身の体軀を覆う着衣には大ぶりの衣文が刻まれ、忿怒の形相を抑える。

**(9) 指 定 理 由**

中世に遡る三宝荒神の遺例は、全国で十指に満たず、貴重な遺品であるため。

**問い合わせ先** 三木市教育総務部文化・スポーツ課文化遺産係（みき歴史資料館）  
電話 0794-82-5060